

環境建設委員会所管 現状問合せ～市民のみなさんとの市議会議員との意見交換会でいただいたご意見～

No	部	市民の方からいただいたご意見	環境建設委員会からの質問	現在の取り組み状況等への市側からの回答（令和2年6月末時点）
1	ごみの分別とごみの減量について	環境への影響から考える 分別種別の多さの理由 分別の変化	<p>意見交換会では、容器包装プラスチックの回収が変更された1年後に説明会が実施されて、事前の丁寧な説明がなかったことや、ごみ分別アプリの存在も知らない、ごみ処理費用や分別の理由など知りたい、子どもへの教育や講座の必要性などの指摘がなされました。</p> <p>また、市民ボランティアへの表彰制度や、新清掃工場建設に合わせたキャンペーンなどの意見も寄せられました。</p> <p>以上のこととは、いずれも、行政から市民への周知や広報、市民との協働において、いまだ改善や工夫の余地がある、という指摘であると捉えております。</p> <p>現状のごみ行政における、周知や協働の活動について、伺います。</p>	<p>市民の皆様へのごみの分別やリサイクルに関する周知につきましては、市広報やホームページ、ごみ分別アプリなどを通じて行っています。また、ごみ減量情報誌「西砂からの風」を発行し、各自治会に配布しています。</p> <p>さらに、環境フェアやたちかわ楽市などの啓発、窓口サービスセンターや子ども未来センター、福祉会館での臨時相談窓口の開設、市内小学生の施設見学を受け入れるなど、周知・啓発に努めています。</p> <p>市民の皆様との協働につきましては、前述した臨時相談窓口をごみ減量協力員にご参加いただき、啓発活動を行っています。</p> <p>新清掃工場の整備については、「新清掃工場整備ニュース」を発行し、事業の進捗状況を広く市民にお知らせするとともに、節目節目に説明会を開催しております。</p>
2		単身者、外国人等転入者へのあり方 分別の種類の周知不足 ハンドブックの重要性 アプリの活用不十分 市民のごみ減量の実態 今後の新清掃工場 粗大ごみのあり方		
3		費用の増加の不安		
4		市民ボランティアへの表彰制度創設 インセンティブのあり方 新清掃工場建設に合わせた全市キャンペーン		
5		子どもたちの学校での学びの推進 市民への講座、懇談会の開催		
6	高齢者等で、ごみ出し困難者へのあり方 (介護ヘルパーさん等支援する側の困難さ) 認知症の方への対応 粗大ごみの高齢者、視覚障がい者への対応(障害者手帳のコピー、文字の記入) 混入ごみの分別の大変さ(役員さん等)	高齢者をはじめ、ごみ出しが困難な方への対応について意見がありました。	そういった方に対する現状認識と対応、今後の方向性などについて、伺います。	<p>本市では、集合住宅にお住まいで「要介護3～5までのいすれかである方のみで構成される世帯」や、「身体障害者手帳1級または2級である方のみで構成される世帯」、「精神障害者手帳1級である方のみで構成される世帯」、「上記世帯に準ずると市長が認める世帯」でごみ出しが困難な方を対象に、ごみ出し支援を実施しています。</p> <p>高齢者を支援する方等から「要件を緩和してほしい」、「収集される日の朝にごみを玄関前に出すのは大変」などのご意見をいただいております。</p> <p>今後は、他市の状況などを研究し、要件の見直しなどを含め、制度のあり方について検討していきます。</p> <p>地域包括支援センターが行う「ちよこっとボランティア」にて、ごみ出し支援を実施しております。通勤・通学途中にちよこっと家庭訪問していもらい、玄関先からごみの排出先まで運搬する内容です。平成31年度は、247件の活動がありました。</p> <p>ごみ出しに関するごみ対策課との連携は、認知症等があり、ごみの出し方において心配なことがあれば、在宅支援係に連絡をいただき、見守り訪問を行い、必要に応じて支援につなげています。</p>

No	部	市民の方からいただいたご意見	環境建設委員会からの質問	現在の取り組み状況等への市側からの回答（令和2年6月末時点）
7	ごみの分別とごみの減量について	学校の牛乳パックのリサイクルの事業者責任が変更となり、子ども・学校負担となり、検証の必要性 燃えるごみの減量	左記のように、事業者責任の在り方や、事業者との協力について意見が寄せられました。 事業者の責任や連携のあり方について、伺います。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならず、また市町村は、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずることに努めなければなりません。 「立川市食べきり協力店」では、事業者と連携し、飲食店等から排出される食品ロスの削減を目標に、食べきりの推進に向けた意識啓発と燃やせるごみの更なる減量を図っています。 また、事業所訪問調査や燃やせるごみの組成分析、搬入物検査を実施して、紙類の資源化や分別の指導などの課題解決に向けた活動を行っています。
8		過剰包装廃止 食品ロス協力店拡大 減量への市民との連携		令和2年度から、児童・生徒によるリサイクルを実施する予定でしたが、新型コロナウイルスの影響もあり、学校現場での3密を避けるため、当面の間は児童・生徒の手によるリサイクル作業は行わず、牛乳パックは可燃ごみとして処分することとしています。 現在、ウィズコロナに対応したリサイクル方法を検討しているところです。
9		生活ゴミの日常的投棄(畠、集合住宅集積所、公園等)		ご自宅のお庭などの敷地に不法投棄された場合、不法投棄されたものについては、土地の所有者の方の占有物となり管理義務が生じることとなります。燃やせるごみについては清掃工場、それ以外についてはリサイクルセンターに搬入していただければ、ごみ処理手数料は免除となります。（申請が必要です）
10		行政、警察の縦割り	不法投棄について、警察に通報しても状況を確認するのみで、市に問い合わせても、担当は警察となるとの対応だったとのことでした。 不法投棄に対する取り扱いの現状について、伺います。	集合住宅集積所などに不法投棄が絶えない場合は、不法投棄防止の看板を差し上げています。不法投棄がなくならずにお困りの際には、不法投棄は犯罪であることから警察に相談するようお伝えしています。

No	部	市民の方からいただいたご意見	環境建設委員会からの質問	現在の取り組み状況等への市側からの回答（令和2年6月末時点）
11	立川の未来～中高生～	レンタサイクルの実現 ◆撤去され法的に所有権を失った自転車の再利用 ◆ICTを利用したレンタルシステムの構築	放置自転車の処置状況や活用可能性について、伺います。	市が放置自転車を撤去したときは、当該自転車の保管及び撤去したことを告示し、所有者に撤去事実を伝えます。 その後、引取りがなかった自転車は、法の規定により告示から6ヶ月を経過したのち、立川市に所有権が移転します。所有権が移転した自転車は、シルバー人材センターが選別を行い、業者への売却処分、当該センターへの譲渡を行います。 レンタサイクル事業は、高松駅1ヶ所で実施しておりますが、現在のところ拡大の予定はなく、放置自転車をレンタサイクルに利用することは考えておりません。
12		環境醸成のための施策 ◆樹木の管理をある程度ボランティアに任せることで 環境への意識を向上させる ◆学校単位で植樹イベントを開催し、樹木に名前を付けることで関心を持たせる	市の樹木の管理の状況について、伺います。 また、樹木の管理におけるボランティアの活用等は、検討が可能なのかについても、伺います。	道路にある樹木は、市内を3地区に分けて民間業者に年間を通して委託して、せん定作業等を行っています。なお、樹形やせん定期を考慮して、ケヤキとサクラは別途に委託しております。 また、樹木が枯れたりして補植が必要な場合は、工事で現状に戻すことも行っております。ただし、簡易的なせん定期や伐採等は、市の職員が行うこともあります。 ボランティアの活用は、ロードサポータ事業による落葉清掃やゴミ拾い等となっておりますが、今後は樹木管理について、市民との協同について検討してまいります。
13		まちの安全・安心の確保を ◆スクールゾーン指定 ◆立川駅南口の安全対策 ◆街路灯を明るく		市内にある公園の樹木につきましては、5つの区域に分けて定期的な剪定などによる樹木の管理を行うとともに、倒木の危険性のある樹木の伐採や、市民からの苦情・要望に随時対応して適正な管理に努めています。 また、ボランティアの活用につきましては、緑地・樹林地等ボランティア制度により、現在5団体のボランティア団体が保全活動を行っております。今後につきましても、ボランティア団体への支援の継続や、団体の活動を広く市民に知らせ、ボランティア団体の拡充などを行って、市民との協働促進に努めてまいります。
14		立川高校から立川駅までの道路について（すずらん通り） ◆夜になるとお店が少ないため、明かりや人目も少ないので暗い ◆立川駅南口周辺の治安を改善し、明かりや人の目を増やして	立川のまちを歩く中で、不安に感じ場所があるという意見を左記の通りいただきました。 道路における街灯や信号設置の在り方について、伺います。 また、具体的に指摘がなされた以下の箇所や課題について、所見があれば、あわせてお示しください。 ・すずらん通りの安全性について ・ろう学校西側の通り（栄町1丁目～2丁目付近）の道路について	市では、すずらん通りを含むJR立川駅周辺において、指導員（市会計年度任用職員）及び委託事業者による安全安心パトロールを、指導員は午後2時から午後9時まで、委託事業者は午後5時から午前0時までの間で実施しています（祝日・年末年始を除く）。 パトロール隊員が駅周辺を見回ることで、一定の防犯効果が得られていると考えています。 街路灯設置状況につきましては、概ね30メートル前後に1箇所程度（電柱の間隔）の設置が標準的な状況と考えております。 また、昨年の10月から令和2年7月にかけ、市内全域の街路灯についてLED化を実施しており、全体的に照度は上がっているものと考えております。 ご指摘の「すずらん通り」「ろう学校西側の通り」につきましては、詳細な状況がわかりませんので、改めて直接お話をさせていただき、調査検討して行きたいと考えております。 信号機設置につきましては、具体的な要望箇所について相談いただければ、交通管理者へ伝えてまいります。 なお、警視庁のHPにおいて、交通信号機に関する意見・要望の窓口があり、市民の方等から意見を直接伝えることも可能です。
15		個別要望 ◆光害対策、たばこ対策、駐輪対策、交通安全対策		
16		ろう学校西側の通りの道路について ◆道路が狭く十字路が多いので、信号機や街灯の設置を		
17		栄緑道について ◆樹木を低くして街灯が見えるようにして死角を減らす ◆街灯の増設を	栄緑地について、左記のような意見をいただきました。 栄緑地における街灯設置のあり方について、伺います。	栄緑道の園内灯につきましては、現在30～50mの間隔で設置していること、また、令和2年7月末に完了のLED化工事により、改善が図られるものと考えております。現在、特に明るさに関する問い合わせはいただいておりませんが、緑道内で増設等の要望があれば、現地確認の上対応してまいります。